

平成22年度 第1回北海道男女平等参画審議会 議事録

日時 平成22年10月22日(金) 14:00~16:00
場所 北海道庁本庁舎 7階 出納局入札室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

- ① 北海道男女平等参画推進条例第18条及び第20条に基づく申出について
- ② 平成21年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況について
- ③ 第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況について

(2) 審議事項

- ① 第2次北海道男女平等参画基本計画平成23年度重点事項について
- ② 北海道男女平等参画チャレンジ賞受賞者選考に係る専門部会の設置について

(3) その他

3 閉 会

1. 開 会

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） 今日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、道の組織機構改正、人事異動がございまして、環境生活部くらし安全局くらし安全推進課で男女平等参画担当の課長職についております、長谷川と申します。よろしくお願ひいたします。それから、同じく4月に事務局の者が異動しておりますので、ご指導をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

ただいまから、平成22年度第1回北海道男女平等参画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長中西猛雄から一言ごあいさつを申し上げます。

○中西くらし安全局長 くらし安全局長をしております、中西と申します。

実は、2年前にこの仕事の担当をしております、DVの計画づくりなどでお世話になった委員がいらっしやいますが、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は、大変お忙しい中、全道各地から審議会のためにご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、今年度第1回目の審議会でございますので、第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況や最近の配偶者暴力の被害の状況などについてのご報告をいたしますとともに、審議事項といたしまして、第2次基本計画の重点事項の選定、そして今年度の男女平等参画チャレンジ賞の選考に係る専門部会の設置についてご審議をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様方には、あらかじめ重点事項の選考についてご意見を提出していただき、ご協力を感じたいと思ひます。ありがとうございます。

さて、最近の話題について一点だけお話しさせていただきたいと思ひます。

この審議会でも選考いただきましたが、北海道男女平等参画チャレンジ賞として昨年度に受賞されました月形町の梅木あゆみさん、ガーデニングの花の苗の栽培や販売、数々のイベントなどでご活躍をされている方でございますが、今年度の内閣府の女性のチャレンジ賞を受賞され、去る6月22日に総理大臣官邸で表彰式が行われております。

国の内閣府の制度は6年前に創設されたものでございますが、北海道から6年連続で受賞者が出るということで、大変喜ばしいことと考えております。私どもとしても、さまざまな機会をとらえて、PRを図りながら男女平等参画の輪を広げていきたいと考えております。

最後に、委員の皆様方には、引き続き、本道の男女平等参画社会の実現に向けまして、お力添えをいただきますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） それでは、座って話させていただきます。

本日の審議会には、都合により3名の委員、長内委員、清水委員、松田委員が欠席されておられます。委員15名のうち12名の委員の方々にご出席をいただいておりますので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席となり、会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、本日は、オブザーバーとしまして、道の男女平等参画推進本部の幹事、あるいは代理の職員が出席させていただいております。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

○事務局（安田くらし安全推進課主幹） 事務局でございます、くらし安全推進課の安田でございます。今年の4月1日から参りました。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の式次第の一番下に、配付資料として1から9までございます。これにつきましては、先日お送りさせていただいておりますが、資料5につきましては、先日お送りしたものと同じものの拡大版をつけてございます。前回お送りしたものは若干小さくて見づらいということで、本日お配りしたものは、内容は全く同じですが、その拡大版をお配りしてございます。本日は、それをご覧いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それと、今、申しました式次第、配席図、委員名簿、事務局名簿を皆様の机の上にお乗せしてご

ざいます。なお、配席図でございますが、局長と課長の席が入れ替わってございますので、よろしくお願いたします。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） 以上の資料がお手元でございますでしょうか。進行の中で足りないものがありましたら、おそれ入りますが、教えていただければと思います。

これからの議事の進行につきましては、梶井会長にお願いたします。

会長、どうぞよろしくお願いたします。

2. 議 事

○梶井会長 皆様、改めまして、お久しぶりでございます。こんにちは。

大変懐かしい委員の顔ぶれがそろいまして、本当は和やかに行いたいところですが、2時間の間に報告事項、審議事項が盛りだくさんになっております。是非ご活発なご議論をいただきまして、時間内に必ず終わりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

最初に、議題に沿いまして、報告事項から入っていきたいと思います。

①、②の報告事項について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（松本くらし安全推進課主査） 報告事項①と②につきまして、資料は1から4まででございます。

まず、条例第18条及び第20条に基づく申出についてご報告いたします。

報告の前に、第18条の知事への申出と第20条の苦情処理委員への申出の違いについて説明します。

資料1の知事への申出と男女平等参画苦情処理委員制度の比較についてをご覧ください。

資料は、第18条と第20条の申出について、申出の対象、申出の方法、処理方法などを比較したものがついております。また、2ページ目には具体的な処理事例が記載されております。

知事への申出とは、道民などから苦情等の申出を受け付け、その内容を聞いて適切な対応機関に振り分ける、例えば、相談機関や調停制度の窓口などの機関に振り分ける機能を持っています。

対しまして、男女平等参画苦情処理委員とは、そういう対応機関に申出を振り分けるだけではなく、男女平等参画に専門的な知識を有する委員が適切な助言を行うことができる制度であります。また、男女平等参画苦情処理委員は、男女平等参画にかかわる道の施策を対象として、明確な適否の判断を行いませんが、道の機関に対して当該施策について参考となる委員個人の助言を述べることによって、道の機関の自主的な改善を図っていくものとしております。さらに、苦情処理委員は、男女平等参画を阻害する事案について申出に適切な助言を行う相談機能も有しております。

なお、苦情処理委員に対する申出は、第18条の知事に対する申出とは独立したものでありまして、第三者機関として道民や事業者から直接申出を受けるものとされております。

続きまして、第18条に基づく、平成21年度における道民などから知事への申出受付状況について報告します。

資料2の申出状況報告をご覧くださいと思います。

平成21年4月1日から22年3月31日までの1年間、生活局参事、それから14の支庁環境生活課で受け付けた件数です。総数で643件となっており、前年に比べて71件増加しております。643件の申出の内容の項目別件数については2ページをご覧くださいと思います。

その中に、申出内容のコード別受付件数の3の家庭の欄の中に、夫、パートナーからの暴力についての申出件数がありまして、20年度の452件に対して、21年度は540件となっており、19%増加しております。

1ページ目の下段に記述しているとおり、この夫、パートナーからの暴力の申出件数が全体の84%を占めております。この背景としましては、道民等からの申出受付を開始したのが平成13年度でございまして、この窓口である環境生活部生活局参事、14の支庁地域振興部環境生活課のそれぞれの部署が、平成14年度から配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能もあわせ持つことによりまして、本格的にDV相談にも対応してきたことにもよるわけでありまして、当然の結果であると考えております。受理した申出については、関係機関と連携しながら、より適切な相談機関を紹介するなどしまして、対応を行っているところでございます。

続きまして、資料3の苦情処理委員活動状況報告書をご覧くださいと思います。

第20条に基づく平成21年度における苦情処理委員活動状況についてご報告します。

報告書の1ページ目に、委員名簿が掲載されております。人権擁護委員で弁護士の高橋剛さん、弁護士の成田教子さんの2人の委員を任命し、活動をしていただいているところでございます。

続いて、2ページ、活動状況についてでございます。

下段に示しているとおり、平成21年度の申出件数については1件でございます。制度開始から9年間の申出の累計は13件と少ない状況でございます。この背景としましては、3ページに書かれているとおり、関係機関、民間団体の相談機能、例えば、警察や法務局、北海道労働局への相談、民間シェルターのDV相談、また北海道家庭生活総合カウンセリングセンターなどの家庭生活上の悩み事など、いろいろな相談機能がありますが、それぞれの機関が充実してきてさまざまな相談にも対応できる環境が整いつつあることも考えられるかと思えます。

一方、第18条による申出件数が平成21年度は643件と、先ほど申しましたとおり毎年増えております。この制度による利用の潜在的な需要はあると思えます。知事への申出の中には、この制度により、専門的な見地から助言をいただいた方がよい例も見受けられますことから、事例に応じて本制度の紹介を行っております。

苦情処理委員への申出については、平成19年7月からインターネット上からも行えるようになっております。知事への申出が電話などでもできるのに対して、苦情処理委員への申出は氏名や住所の記載が必要であるということで文書によることとしており、それで申出にためらいを感じている人もあらうかと思われまふ。個人情報保護について十分に気をつけていることを含めて、今後ともこの制度の趣旨がより一層理解されるように、周知に努めていきたいと考えております。

6ページ、平成21年度に苦情処理委員に申出がありました1件の処理状況を示しております。

内容は、夫婦とも教員であり、産休の妻が職場復帰するに当たり、夫の勤務地に近い学校か、妻の在籍している近郊の学校か、あるいは夫婦そろっての新勤務地への異動について善処することを促してほしいという、男性教員からの申出です。これに対して、北海道人事委員会に苦情相談を申し出する方法があるなど、助言を行っております。

最後に、資料4でございます。

平成21年度における配偶者暴力被害に関する北海道の状況についてです。

まず、1番目の配偶者からの暴力に関する相談についてです。

北海道の配偶者暴力相談支援センターは道内に18か所ございますが、これらの相談件数は平成21年度については3,108件と前年に比べ2.6%増加しており、依然として多い状況でございます。それから、配偶者暴力相談支援センター以外の状況については、図2から2ページ目の図5までのグラフを参照していただきたいと思えます。法の施行により、配偶者暴力への認識の高まりやさまざまな相談窓口が拡充されたことに伴い、被害者が顕在化してきているものと受けてとめており、依然として相談件数は多い状況にあります。

3ページには、一時保護について記載しております。

道内における配偶者からの暴力被害者の一時保護については、道立女性相談援助センター、民間シェルター、母子生活支援施設、合わせて12か所で行っております。21年度は289件となっていて、前年度並みに推移しております。

それから、4ページの保護命令についてです。

道内の保護命令事件の処理件数について、暦年のデータとして示しております。平成21年は131件で、法施行後の累計では1,018件となっております。また、命令に違反して検挙された者は25件となっております。

最後に、配偶者による暴力事件についてです。

配偶者による殺人、傷害、暴行などの暴力事件の検挙件数は、表1のとおりです。参考として載せている平成11年の件数と比較してのとおり、急増しております。21年につきましては、下段に書いており、91件となっております。そのうち、夫による妻への暴行が84件となっております。配偶者間における傷害、暴行の被害者のほとんどは女性であるということでございます。

以上で報告を終わります。

○梶井会長 ありがとうございます。

知事への申出と苦情処理委員制度についてです。昨年もご説明を聞いていて、慣れていらっしゃるかと思うのですが、この件についてご質問があれば承りたいと思えます。いかがでしょうか。

余計なことですが、相談件数が増えたことは、それだけ支援機関が周知されたということで喜ばしいのですが、暴力が増えているのは悲しいですね。喜んでいいのか、悲しんでいいのか悩ましい

ところでございますが、件数に関しては軒並み増加傾向にあるということですね。しかし、相談機関は周知されてきたという見方もできるということになるかと思えます。

ご質問はありますか。

それでは、私からご質問します。今朝、男性の被害者が増えているということがニュースで特集になっていて、昨年もその議論が出たかと思えます。男性からの知事への申出も含めて、男女区別なく受け付けてはいらっしゃるのですね。

○事務局（松本くらし安全推進課主査） 件数は極少ですが、知事への申出、もしくはDV相談にかかる対応として、男女の区別なく受け付けております。

○梶井会長 その辺もだんだんと視野に入れないといけませんね。男性もか細くなられている昨今ですからね。

それから、苦情処理委員への申出が1件ということで推移しておりますが、弁護士の先生からも文書によって住所、氏名、年齢を記載しなければいけないということはどうなのかというご提言もあるようです。それは、匿名でも可というのは制度上、難しいのでしょうか。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） 昨年、同じような制度を実施している13の府県にいろいろとお伺いしたのですが、申出者から確認した上での助言というスタンスにあるようですし、匿名ではなりすましや誹謗中傷もあるようで、なかなか踏み切れていないのが実態でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

匿名にしたから増えるのかということもわからないところですね。この制度の周知もまだ足りないかもしれませんね。この唯一の1件は、妻の産休明けの勤務地のことですが、適切な助言がされていていい方向に向かっているようなので、よかったですと思います。

皆様から何かご質問はありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 それでは、このご報告の件については了解させていただきます。

3点目の報告事項について、よろしく願いいたします。

○事務局（安田くらし安全推進課主幹） それでは、私からご説明申し上げます。

1点目は、指標項目・参考項目における北海道の数値の順位についてです。前回の審議会において、道の指標項目や参考項目の全国順位を知りたいというご意見をいただきました。それで、私どもで全国数値が公表されているものについて調査をしたのですが、指標項目では3項目、参考項目では10項目ということで、全部で13項目になっておりました。

これにつきましては、今年の9月29日に重点事項に関する意見調書の事前作成ということで皆様をお願いしたときに、依頼文と一緒に送付させていただいております。本日は、時間の都合がございまして説明は申し上げませんが、それを後ほどご覧いただきたいと思えます。

次に、男女平等参画関連施策の予算の総額について、女性政策にかかわってどのようになっているかというご意見がございました。こちらについては、女性政策にかかわる事業だけ予算を分けるということが難しいということから、関連施策全体の予算額を資料5の43ページに載せておりますので、ご覧いただきたいと思えます。43ページの下に、括弧書きで予算額についてとあります。平成21年度の予算合計は175億4,497万9,000円です。平成22年度の予算合計は175億6,209万3,000円になってございます。これは、男女平等参画基本計画にかかわる総額でございますので、よろしく願いいたします。

三つ目といたしまして、男女平等参画関連施策の見直し検討についてご意見をいただきました。

関連施策について見直しをさせていただきました結果、資料5の14ページを開いていただきたいと思えます。14ページの右から二つ目の行の摘要欄でございますが、例えば女性医師等勤務環境改善緊急対策事業ということで、摘要欄に見直しと書いてございます。これが見直しした中身でございます。結果的に、昨年度と比較して、女性関連施策については総体で10項目増えてございます。申し訳ございませんが、時間の都合で摘要欄に見直しと記入してございますので、後ほどご覧いただきたいと思えます。

○梶井会長 ありがとうございます。

私の説明が拙速でしたが、今、ご説明いただいた項目に関しては、前回の審議会で持ち越しになっていた件でして、皆様からご意見、ご質問があったことについて事務局でもう一度精査して、ご回答をいただいたということでございます。

指標項目について、北海道と全国の比較ができるものについての明示化ということと、予算総額

と施策関連の見直し検討事項についてどうなのかという持ち越しのご要望、ご意見がございましたので、それについてご説明願ったところです。

この件に関しましては、いかがでしょうか。

見直しは、各関連部局で行ったということですか。

○事務局（安田くらし安全推進課主幹） 関連部局と連携して実施しております。

○梶井会長 皆様、よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○梶井会長 それでは、思い出したところで、いつでも言っていただければと思います。

報告に関して了解したということで、次に進めます。

第2次北海道男女平等参画基本計画の推進状況になります。

事務局からご説明いただきたいと思います。

○事務局（讃岐くらし安全推進課主査） それでは、お手元にお配りしております、A3判と大きくした資料5を使って説明させていただきます。

まず、この資料5の位置づけでございますが、北海道男女平等参画推進条例の第17条に、毎年、北海道の男女平等参画の推進状況や推進に関して講じた施策の実施状況を公開しなければならないと規定されております。この規定に基づき、必要な事項を取りまとめたものとなります。

この資料につきましては、この審議会でご報告させていただいた後に、道のホームページ等で公開を予定しております。

まずはじめに、この資料の構成について説明させていただきます。

目次をご覧ください。1ページ目には、今年度の重点事項を記載した計画の体系図がありまして、2ページ目からは関連施策が載っております。そして、指標項目は44ページになりまして、参考項目は45ページからになります。この四つの項目により構成しております。

それでは、1ページの重点事項の1番から説明させていただきます。

こちらには、今年度の重点事項及び計画体系について記載してございます。平成20年度からスタートしました第2次基本計画は、男女平等参画社会の形成実現のため、三つの目標と13の基本方向、40項目の施策の方向から構成されております。この40項目の施策の方向のうち、網かけで色を変えておりますところが、昨年度に審議会からいただいたご意見に基づいて、道で重点事項として決定したものでございます。

続きまして、2ページの関連施策について説明させていただきます。

こちらには、先ほど説明しました40項目の施策の方向ごとに、表の左手側から、重点項目であるか、関連施策が再掲のものは本掲載の項目番号、施策の名称、事業の概要、21年度の実績と22年度の取組内容、予算の状況等を掲載してございます。また、この本資料の中には、幾つかのグラフを記載させていただいておりますが、これは、本資料の44ページにあります、目標値を設定して計画の推進管理において成果を検証するための指標項目と、目標値は定めておりませんが推進の状況把握のための参考項目のうちの幾つかを、グラフ化して掲載させていただいております。

このグラフで主なものを説明させていただきます。

8ページをご覧ください。下段のグラフは、左側が参考項目6になりますが、4年制大学への男女別の進学率で、右側も同じく参考項目7の大卒者の大学院等への進学率を記載しております。左側の4年制大学への進学率につきましては、男女ともに上昇している中で、平成14年度に比べて21年度現在では、1ポイントではございますが、男女差が縮まっているところでございます。また、右側の大学院への進学率につきましては、平成17年度以降は下降傾向にあった女性の進学率が5年ぶりに上昇しているところでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。下段の左側のグラフは、指標項目3の審議会委員等の女性比率を比較しております。審議会委員等の女性比率については、平成21年で32.2%と確実に上昇してきており、国の比率に近づいてきているところでございます。

続きまして、18ページをご覧ください。下段右側の参考項目16の育児休業制度普及率については、平成19年度、20年度は落ち込んでおりましたが、21年度におきましては、18年度の数値近くまで上昇し、6割近くの制度普及率となっております。

続きまして、26ページです。中段左側の指標項目20の農村女性等グループ起業件数は、平成20年度で346件と、目標である420件に向け順調に増加しているところでございます。

続きまして、31ページになります。下段に記載いたしました参考項目34の配偶者暴力相談支

援センター、民間シェルターへの相談件数ですが、こちらは先ほどの知事への申出と同様に年々増加しておりまして、平成21年度の相談件数は1万7,205件、うち配偶者からの暴力に関するものが約半数の8,063件となっております。こちらの増加については、先ほども話がありましたが、相談窓口の周知が進んだことで相談件数が増加しているものと考えております。

続きまして、44ページをご覧ください。

こちらには、これまで説明させていただきましたグラフのもととなる第2次基本計画で設定した25の目標を設定した指標を掲載してございます。先ほども説明しておりますが、指標項目については、目標年と目標値を設定し、推進管理をしてございます。目標値の項目としましては、例えば1番目の男女共同参画社会、あるいは男女平等参画社会という言葉を見たり、聞いたことがある人の割合を計画の最終目標年度の平成29年度までに100%とすることを目標とし、この計画値の右側にそれぞれの年度ごとの数値を掲載してございます。この表の中で網かけをしている部分が平成21年度末での最新の数値となっております。丸数字の入っているものについては、調査時期が平成21年度以外のもので、丸数字が調査を行った年度を記載したのとなっております。

続きまして、45ページと46ページをご覧ください。

こちらは、男女平等参画に関する参考項目ということで、目標値は定めておりませんが、男女平等参画の推進状況の把握のために参考とする項目として、第2次計画に盛り込んだものでございます。2ページにまたがりませんが、合計で43の項目を設定してございます。この参考項目につきましては、先ほどグラフで説明させていただいた数値のほかに、ナンバー4のホームページアクセス数、こちらは平成21年で約5万件と前年に比べて5,000件ほど減少してしまいましたが、そのほかに21番の男女の平均賃金の格差では、平成20年度末の数値と比べまして1万円ほど格差が縮んでいる形になっております。

最後になりますが、参考項目ナンバー43番、一番下の項目でございまして、男女平等参画に関する条例や基本計画を策定している道内の市町村数のデータになっております。このうち、条例につきましては、平成21年度現在で14市町村となっております。

推進状況に関する報告につきましては、以上でございます。

○梶井会長 ありがとうございます。

かなり分厚い資料ですが、コンパクトに説明していただけたかと思えます。

皆様からご質問、ご意見がありましたら承りたいと思えます。

特に、昨年、皆さんがそれぞれ重点項目としてお上げになったところを注視していただきまして、ご自分の重点項目の施策がどのようになっているかを確認していただければと思います。

いかがでしょうか。

○川崎委員 38ページの介護保険推進事業費です。これは去年と比べたら4分の1ぐらいに削減されています。認知症もそうですね。これは削減される意図が何かあったのですか。

○梶井会長 介護保険推進事業費と認知症と両方ですね。昨年度よりも事業費がかなり下がっている理由についてお願いします。

○事務局（安田くらし安全推進課主幹） これにつきましては、後ほど確認してお知らせさせていただきたいと思えます。新たな制度ができて、そちらに切りかえられたのか、あるいは純減なのかという部分が不明ですので、後ほどお知らせさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○梶井会長 関係部局に確認していただいて、回答を得たいと思えます。結構下がっておりますね。私どもは重点項目としては挙げていない項目でしたが、見逃せない減り方をしております。

ほかにありますでしょうか。

○村田委員 7ページの学校における男女平等教育の推進の中に、施策名の中で児童生徒の人権や男女平等に配慮した教育の推進というものがありまして、重点目標になっているものです。

22年度実施予定として、今年度の実施の中身の中に、さまざまな場面における指導とか、指導資料に基づく指導とか、教職員への啓発というように取り込まれていると思われる項目が上がっておりますね。

これは、重点目標と掲げた中で、指導資料に新たな中身が加わったとか、教職員への啓発に新たな試みが盛り込まれたということがあるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

○梶井会長 二つ目の項目で、資料指導に基づく指導とありますが、重点事項として盛り込んだときにどういうところに重点を置かれたのか、もしくは改善があったのかというご質問です。

○事務局（安田くらし安全推進課主幹） 申し訳ございませんが、これにつきましても、具体的なところまで確認してございませんので、先ほどとあわせて確認し、後ほどご連絡させていただきたいと思っております。

○梶井会長 村田委員、何かつけ加えることはありますか。

○村田委員 新たな重点目標との設定との兼ね合いがあるものですから、お聞きしました。

○梶井会長 それでは、これも所管部に確認していただきたいと思っております。

ほかにご関心のあるところではいかがでしょうか。

○村田委員 細くなるかもしれませんが、16ページの目標Ⅱの（3）育児、介護の支援体制の周知にかかわってというところで、誰もが働きやすい職場環境づくり事業費という施策名が挙がっていますね。この中に（1）両立支援制度普及啓発事業と書かれておりまして、幾つかの取組がされているようですが、この中で両立に関する啓発用リーフレットの作成ということで、平成22年度に1,500部をつくられていますが、これはどのように使われているのでしょうか。私が目にした記憶がなかったものですから、この1,500部の配付先も含めて、お答えをお願いします。

○事務局（鈴木くらし安全推進課主査） 私からお答えいたします。実は、私は昨年までこちらの事業に携わっておりましたものですから、簡単にご説明申し上げます。

両立に関する啓発のリーフレットは、毎年約1,500部を作成しておりまして、配付先は市町村、商工会、商工会議所、ファミリーサポートセンターという子育て支援のサークルがございまして、そちらに配付しております。ですから、一般の方には目に入らないかもしれませんが、関係する部署に配付させていただいております。

○梶井会長 ありがとうございます。

ほかにご質問がございましたらお出しただければと思います。

○村田委員 19ページの同じ目標Ⅱの基本方向3の就労等の場における男女平等の確保です。ここに、セクシュアルハラスメントについての取組の項目の中に庁内におけるセクシュアルハラスメントの防止啓発活動という施策名が挙がっておりまして、平成22年度に相談員配置ということで、150か所に305人があてられているという記述になっておりますね。相談員の資格と150か所の配置先をお尋ねしたいと思います。

○事務局（安田くらし安全推進課主幹） 庁内というのは、道庁内でございまして、通常、道庁内でいけば総務を所管している総務課長、あるいは筆頭の主幹など、人事等に携わっている主幹が担当しております。出先で言えば、実は私も担当していたのですが、釧路土木現業所の総務課長をやっていたときに相談員をやっておりました。ですから、各出先、あるいは本庁内部等を含めて、人事の部分で携わっている管理職がこの職にあっているのが普通でございます。

○村田委員 お聞きしましたのは、研修か何かを受けられたりしていると思うのですが、庁内で起きたセクシュアルハラスメントの問題につきまして、管理職の方などになると思うのですが、その相談員配置は適切かなと思われるのです。そういうことも含めまして、システムとしてどうかということもあったので、相談員の資格をお聞きしたのです。今のお答えでしたら、あまり適切ではないかと思われました。むしろ、第三者として相談員の資格を持つ人を置くということがこういう問題の場合は普通は行われていると思います。今の説明を聞きまして、いろいろ検討の余地があると思いました。

○事務局（松田くらし安全推進課主任） セクハラに関する相談については、女性が相談するということが多く男性に話すのは抵抗があるということで、女性の相談員もおります。管理職の男性のみというわけではございません。

○梶井会長 道庁でも大変なのかなと思いました。まず、足元からしっかり対応していただければと思います。

○柿田委員 45ページの一番上の啓発の推進のところ、データは道民意識調査が出典となっていて、4年に一度のペースで数値が入っていますが、今年道民意識調査でこの部分は調査されますか。

○事務局（松田くらし安全推進課主任） この調査については、4年に一度必ずやるものではないのです。予算的なこともあり、また、DVの2次計画をつくる際にも広報担当にお願いしたのですが、要望がかないませんでした。事務局としても、これから先、重要な項目がございまして調査をお願いしていこうという態勢でいるのですが、実際のところ、予算的なこともありまして、調査を要望している部局が多数ある状況もありますので、なかなかというのが実情です。

○柿田委員 啓発の推進では、四つの指標があがっていますが、進捗状況を把握する上で、これは結構重要な項目かと思ひまして、定期的に数値をみることができると良いかと思ひます。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） 私どもとしては調査をやりたいのですが、ただ今ご説明したような事情があります。しかしながら、毎年手を挙げていますので、あきらめずに手を挙げて、前回の調査からもう4年がたちました、5年がたちましたということで、ぜひ実現していきたいと思っております。

○柿田委員 また、44ページの上から二つ目の項目も前回調査から8年がたっているのです、もし道民意識調査の中でお伺いできるのであればお願いします。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） 来年もまた頑張つて手を挙げて、前回調査からもう何年もたっているし、こういうご意見もいただいている経過がありますということで、引き続き、要望していきたいと思ひます。

○梶井会長 継続的に実態調査をするということで、よろしくお願いします。

それでは、審議事項もありますので、資料5につきましては、今年度の重点項目を選定する際にいろいろなご意見等が出ると思ひますので、この点につきましてはここでとめておきまして、次に進みたいと思ひます。また必要とあらば戻ってきたいと思ひます。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○梶井会長 それでは、審議事項に入っていきたいと思ひます。

最初の審議事項は、平成23年度重点事項について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（松田くらし安全推進課主任） それでは、説明させていただきます。

資料は6から8になります。

まず、資料6について簡単にご説明させていただきます。

左側から基本方向、施策の方向、過去の重点事項一覧となっており、右端から2番目が今回選定していただいた重点事項となっております。黒丸の右隣には選定した委員のお名前を掲載させていただきました。この表の下に数字を書いています、これは重点項目の数です。

今回は16項目となっております、昨年も申し上げたのですが、特に項目数を決めなければならないわけではなく、それぞれの年度の委員の皆様のお考えによって選定していただくこととなっております。

次に、資料7をご覧ください。

これは、事前に皆様からいただいた選定理由をまとめたものです。どのような視点で、どのような考え方で重点項目を選定したかが記載されているものです。記載された意見の後ろに、委員のお名前を括弧書きで掲載しております。

次に、資料8をご覧ください。

こちらにつきましては、資料7の選定理由に基づいて、審議会の意見として推進本部に提出するもので、その内容と選定理由になっています。

本日は、この資料8の審議会の意見提出までをご審議していただきたいと考えております。

それから、ご審議いただく前に3点ほど説明させていただきます。

1点目ですが、資料7の5ページをご覧ください。

二つ目の枠に（4）女性の健康をおびやかす問題への対策の推進という項目があります。こちらに村田委員のご意見が記載されておりますが、村田委員のご意見の内容を事務局で検討させていただきました、同じ資料の4ページの（1）男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実に組み込ませていただきました。

女性の健康をおびやかす問題というのは、女性特有の病気についての正しい知識の普及や病気の予防について推し進める項目ということでとらえておりますことから、村田委員のご意見は、女性への暴力に該当すると判断させていただきましたので、これをお願いしたいと思ひます。

○梶井会長 村田委員はいかがでしょう。

○村田委員 具体的にどういう形で施策として反映されるか、その中身にもよると思うのです。そういうことでは、異存はありません。

○梶井会長 とりあえず、そこのくくりで考えさせていただきたいと思ひます。

○事務局（松田くらし安全推進課主任） 続きまして、2点目ですが、資料8になります。

こちらは、推進本部に審議会意見として提出するものですが、資料6と一緒に見ていただけると

わかりやすいかと思えます。記載にあたり10項目をまとめさせていただきました。項目数としては削ってはいないのですが、分類として五つにまとめさせていただきました。

一つ目は、目標Ⅰ－基本方向3の施策の方向(1)と(2)。二つ目は、目標Ⅱ－基本方向1の施策の方向(1)と(2)。三つ目は、目標Ⅱ－基本方向5の施策の方向(1)と(2)。四つ目は、目標Ⅲ－基本方向2の施策の方向(3)と(4)。最後に、目標Ⅲ－基本方向4の施策の方向(1)と(2)です。これらは、項目を生かした状態でまとめさせていただきました。

最後に、3点目は、資料7になります。

今回、事前に意見をいただいた中に、その他の意見ということで、資料7の6ページに長内委員から、重点項目については重要度や緊急性の高い課題を選定し、絞り込んではいかがか、という意見提案がありました。

説明は以上です。

○梶井会長 ありがとうございます。

今のご説明で何かわかりにくかったところなどがおありになりましたらお願いします。

まず1点目は、村田委員の意見の項目を提出されたところからこちらに動かしてはどうかという提案が事務局からありましたので、暫定的にご了解いただいたということにさせていただきたいと思えます。

次に、選定理由を二つ重ねて資料8に載っている部分は、選定理由はかなり大まかな方向性の説明になっておりますので、まとめられるものはまとめたということをございしましたが、これもよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 暫定的にご了解いただいて、重点事項を決める際に問題になりましたら、また戻っていきたくと思えます。

3点目は、長内委員から、今回は、先ほどご説明がありましたように、ここ数年に比べて皆様からご提出いただいた重点項目が16項目と多くなっております。それについて長内委員から、ある程度絞って、今年は特にこれくらいというような絞り込みがあってもいいのではないかというご意見を承っております。そのことについて、これから長内委員の意見も参考にしながら選定に入らせていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、審議を進めていきたいと思えます。

まず、皆様それぞれのご見識の中から重点事項を選んでいただきましたが、皆様のご意見はここに出ております。私はここだけは譲れないというところをご発言いただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○佐藤副会長 考え方の中で、先ほどお話がありましたし、事務局からも今回資料を取りまとめていただく際に幾つか項目をくくって、実際には16項目出ているのですが、それをもう少し絞り込んではどうだろうかということでした。たまたま今回は欠席されていますが、長内委員からも絞り込みもいいのではないかというご意見もあったことも踏まえて、こういった資料の提出になっていると思われま。

皆様としては、実際に16項目を全部出すということも一つの考え方ではないかという気がするのですが、逆に絞り込んではどうでしょうかというご意見が出されているので、その辺のご意見を皆様から承るのも一つかと思えます。

○村田委員 私は、二つのうちの一つで、目標Ⅲの(2)女性の暴力等の根絶についての認識の浸透という施策の方向に沿って、若年層の間に起きている、デートDVという言葉が随分と定着してまいりました。この問題は、内閣府の調査で、14%の被害経験の数字なども出ていますし、実際に高校などでデートDVに関する出前講座などをやっております、そのアンケートの結果からも周りに大変多くDV被害を見聞きしているという回答が出ております。この問題に力を入れまして、むしろ高校では遅いのではないか、中学校、場合によって小学校の高学年ぐらいから始められてもいいのではないかという意見が専門家からもいろいろ出ている問題です。

先ほどもこだわりました性教育や学校教育の中での男女平等の視点に立った教育の推進という項目がこの上にありますが、基本的には、性教育、人権教育の考え方と重なる問題でして、相手を尊重する、対等なパートナーシップのあり方、自分自身を大切にすることも含めまして、つ

ながっている問題があります。しかし、学校教育現場では、先ほども伺いましたが、性教育、平等教育の中で目に見える形ではなかなか難しい部分もあると思わされるところがあります。いわゆるデートDVの出前講座という形で学校の中で実施していくことは大変大事ななことかと思えます。認識の浸透という項目に入れましたが、先ほども言いましたように、上の項目もかかわってくるので、目標Ⅰの非常に大きなところと関連する項目もありまして、これは道立高校から始めまして、専門学校や大学ということもあるのかもしれませんが、具体的に年1回なり、何年生あたりが研修を受けられるという形での施策の実施を提案したいと思っております。

○梶井会長 今、村田委員は3の(2)でありましたが、上の学校における男女平等教育の推進というところに集中させてもいいということですね。

○村田委員 はい。

○植田委員 私は、今回は、目標Ⅱの1の(2)にしました。去年までは審議会などへの女性の登用の促進にしていたのですが、いろいろな文書がおりてきて、それを審議会など検討する委員会のテーブルに載せるかどうかという決定する立場の人の段階で消されたという事態にぶつかったことがあったのです。ですから、審議会に参加するだけではだめなのだ、審議会のテーブルに載せるかどうかを決める立場の人のところまで行かなければだめだと思って、今回は役職などへの女性の登用の促進にしたのです。

これは、本来、1の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大で、1と2と分けなければならないのかと思うのです。このまま全部が施策の方向と言ってもいいぐらいで、審議会の登用が十分ではないのに役職かと思われるかもしれませんが、分けなければならないと思うのです。審議会だけではなくて、役職へも同時にやっていかなければならない気がします。必ずしも2でなくて1でもいいですが、目標とするのなら2にしたいということです。ですから、要らないわけではないのですが、目標としては2を目標にしながら、現状としては1ということで1に譲ってもいいです。

しかし、目標とするには2にしたいのです。そのかわりということではないのですが、農業関係は私一人しかいないので、多数決だったらすごく弱いと思っていたのです。ただ、先ほども資料5で報告がありました一つの例の農業委員の数です。資料5の45ページで、パーセンテージは微増していますが、実は平成20年度に農業委員の選挙が4年に1回あるのですが、その選挙において、パーセンテージでは上がっているのですが、町村合併によって農業委員の数そのものが減りましたので、人数的には減っているのです。ですから、必ずしも女性委員が増えているわけではなくて、人数的には減っているという実態もあります。農業委員だけではなく、農協正組合員数や認定農業者数もなかなか上がっていきません。気にかけていただきたいのは、農業だけの問題ではなくて、今は就労状況が悪くなって、農業にかなり他産業の方が就労機会を得て、雇用施策の関係で来ていらっしゃるのですが、農業だからしょうがないのだという労働環境の中で一般の農村外で育った人たちを受け入れることによる弊害みたいなものがあって、一時的な就労だけで、それが担い手を育てていこうという姿勢になっていかないということは、農業にとっても損失だと思っているのです。それで農業が絶滅危惧種みたいな存在ではなくて、産業として自立していくために、農業がもっと成長するためにも女性の意見が必要だと思うのです。女性は、農家に生まれて農家で育った人ではない方がお嫁に行き農業にかかわっていることが多いので、農業以外の感覚を持った人が多いのです。だから、農家育ち以外の感覚を農業の中に取り入れていくためには、もっと女性の意見が入っていかなければならないと思うのです。ですから、ここの部分だけは譲れないのです。

○梶井会長 私たちは多数決にはしませんので、大丈夫かと思えます。

今、村田委員と植田委員からご意見をいただきましたが、方向性としては含まれるものもあるので、こちらに統合してもいいということで、本審議会のスタンスとしても重点事項を絞っていききたいという皆さんの方向性が出ています。

そういうところでもう少し議論を進めていきたいと思えます。

○渡辺委員 先ほど村田委員からもありましたが、私も目標Ⅰの3の(2)女性への暴力等の根絶についての認識の浸透を選びましたが、今、デートDVの被害がすごく増えてきておりまして、釧路でも予防講座を高校や短大などへ出前講座のような形で行っております。

村田委員と同じ意見ですが、今、カリキュラムに入れることは難しいと思うので、各学校サイドで年に2回くらいは予防教室という形で学年交代でやるということを取り入れてもらいたいと望んでおります。やはり、学校における男女平等教育の推進という項目にも入りますので、重点事項を決める段階で絞って、こちらに入れても関連がありますので、そういうふうに思っております。

○梶井会長 ありがとうございます。

たしか、昨年もそのようにしたと思うのですが、このような形で統合した場合に、こういう気持ちも込めてここに集中させましたという附帯意見を本審議会としてつけるというやり方もあります。むしろ、そのような見せ方が集中できるということもあると思いますので、そのことも考えつつ、渡辺委員、村田委員の意見も踏まえて統合に向かっているという感じですね。

ほかにご意見はありますか。

○宇多委員 私は、目標Ⅲの4番目の相談・支援機能の(1)に丸をつけさせていただいておりますが、相談業務の充実ということは、それこそ支援の機能充実とイコールですし、今年、苫小牧で火事によって小さな子がアパートで死亡してしまうということがありまして、詳しく調べると、仕事ができないという家庭環境だったのですね。やはり、受け皿というか、地域でも民生委員が一生懸命頑張って支援をしていたのですが、限度がありますので、行政のネットワークを広げていただきたいということで、ここは1と2を合わせていただきたいと思います。

○梶井会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、私も言わせていただきたいと思います。

多数決だと負けると思いますが、目標Ⅱで、今年は地域社会における男女平等参画の促進に丸をつけさせていただきました。地域に関しては、これまで余り顧みられることがなくて、重点項目になっていなかったということが1点です。今、宇多委員からもありましたし、不明高齢者についても、地域が非常に足腰を強くしていけないと、また地域の市民活動がもう少し活性化しないとなかなか難しい時代になっているところを踏まえまして。それから、選定理由にも書かせていただきましたが、団塊の世代の定年者が地域に戻ってきているということもありますので、今回は地域という時代のキーワードとして地域での男女平等、共同の促進ということで、(1)もしくは(2)のどちらかを重点事項に入れていただきたいと思っております。

先ほど植田委員からも農業の担い手問題というご意見もありましたが、農村地域の青年団などの活動の活性化も視野に入ってくると思っておりますので、ぜひご賛同いただければと思います。

(1) (2)の両方でもいいのですが、今年は地域を重点項目にぜひ入れたいと思っております。

それから、自分のものを入れてと言っても、人のものをつぶすということは大変心苦しいのですが、意見としては、1の(1)広報・啓発活動の充実です。これはたくさん支持されていますので、これをあえて言うのは心苦しいのですが、では、どういう施策を打っているかという、イコールパートナーなど、リーフレットは結局変わっていないのです。それで、重点項目から外してもリーフレットの作成などは割とフラットな形でもこの活動はいくのかなと思っております。私としては、そこは卒業したいという気分はなきにしもあらずです。しかし、皆様のお考えとして、広報・啓発活動がまだ十分とは言えないというところで重点に置くこともお考えの一つだと思います。しかし、私は、卒業して、違うところの見せ方もあるのかなという気分がなきにしもあらずです。ただ、4人の委員が選んでいらっしゃると思いますので、どうかとも思います。

ほかにかがでしょうか。

○名取委員 今の会長のお話ではございませんが、私としてはまさにⅠの1の(1)を事前提出でも上げています。確かに、選定理由にも書いたとおりでございますが、若干の迷いはありましたし、いまだにこういう抽象的、総花的な目標でいいのかという思いはありました。しかし、ほかのどれにしようかということで、今回はあえてつけました。

それから、この場合、広報・啓発活動の充実ということで、資料5の2ページに大きく出ておりますが、財団法人北海道女性協会が指定管理者ということで出ております。ここについては、道との関係があるところということで、ここがスポットライトを浴びているような感じで掲載されていると思います。ここは、方向性として、広報・啓発活動の拠点として強化する方向にあるのかどうなのかを知りたいという感じがしました。この記載からクローズアップされているだけに、個人的には関心を持ったところです。

こちらのホームページなども見たわけですが、少なくとも道の所管部と極めて密接な交流、意見交換を進めるような形で、私どもの計画にできるだけ沿うような施策を少しでもやっていただければ、それなりに広報・啓発活動の充実により寄与することになるのですが、この辺がどうなのかということがございました。

○梶井会長 そこは、事務局としてはいかがですか。

○事務局(長谷川男女平等参画担当課長) 記載している内容は、予算がついているものを例示さ

せていただきました。今、名取委員がおっしゃいましたように、ある意味ではお金を使わない形でいろいろなことができるでしょうというご提案もあると思います。道の事務事業評価や施設評価のハードルが年々高くなってきておりますので、そういった中で、札幌市にもエルプラザにセンターがあるように、プラザはプラザとして、札幌市以外のところとの関わりや必要性がかなり求められてきております。私どもとしても、来年度に向けまして協会とも相談しているところです。

また、広報につきましても、どうしても予算と連動してしまうところもあるのですが、見せ方なり、ホームページに何を載せていくかなど、マンネリにならないような形で何ができるかについては知恵を絞っていきたいと思っております。

○梶井会長 ありがとうございます。

名取委員からは、これはまだまだ充実の余地があるというご意見だったと思います。

○名取委員 二つ目です。

もう一つの私の選定項目として上げさせていただいたⅡの2の(3)育児、介護の支援体制の充実についてです。この理由にも書いてありますが、最初の目標Ⅰの広報・啓発活動の充実と比較すると、いろいろな指標なり予算面で多岐にわたっているという点で、多分、実際に推進するお立場からすると、いろいろなことがやりやすい、あるいは、いろいろな方面に施策を打っていきやすいということで、やりやすいと思います。それだけにやりがいもあるし、効果も目に見えやすい部分だと私は思っています、それはそれでいいのだらうと思っています。極めて抽象的な目標だけだと達成がどこまでできたのかも測定しにくい部分もあると思います。

ただ、予算の方で、資料5の14ページ、15ページに該当する項目でいえば、予算も非常に多岐にわたってしまっていて、現実には限られた予算の中で取り組んでいらっしゃると思います。私が言いたかったのは、これだけたくさんあるので、やりやすいだらうと思いますが、限られた予算であるから、毎年、ある程度、重点を絞って、その時々課題に向けて施策を選定していただいた方がいいと思うのです。そうでなければ、予算はついているが、若干、めり張りに欠ける結果になると思っておりますので、ぜひ、その辺はめり張りをつける形でやっていただきたいと思っております。

○梶井会長 選定理由へ附帯意見という形で考えていきたいと思っております。

ほかにご意見はありますか。

○柿田委員 私も目標Ⅰの1の(1)の広報・啓発に丸をつけました。理由書の中で(2)の調査の充実にも丸をつけたいところでしたが、重点として絞り込む必要があるため(1)に(2)も含めてという気持ちで入れました。啓発活動により、道民の意識等がどのように変わり、現在はどのような状況にあるかを把握し、現状にそくした啓発活動を進めていく必要があると思うので、この項目はまだ残しておきたいという気持ちがあります。また、現状、変化等について道民に引き続きお知らせする必要もあると思います。

○梶井会長 むしろ、(2)にもつけたかったんですね。

○柿田委員 それを含めての(1)にしたかったのです。

○梶井会長 わかりました。

○佐藤副会長 実は、私も広報につけた一人です。

広報というのは手段のような気がしていて、これが重点項目ではないと私は認識しているのです。何を広報するかが大事だという気がしておりました。これから重点事項が幾つか挙がってくると思うのですが、挙がってきた重点項目をしっかりと広報できるかどうかというあたりがポイントのような気がします。それであれば、この項目につけなくてはいけないという気がしてつけました。

先ほど会長からも、きっとつけなくてもやるのではないかというお話があったかと思うのですが、エンジンのような形でここをうまく機能させていくことによって、ほかの重点施策については随分効果を上げることができるのではないかという気がしておりました。

それから、私も名取委員と同じところで、育児、介護の支援体制の充実というところにつけています。これは、私どもの会社もそうですが、この辺が一番ポイントで、会社に勤務しながら子育てをするのが大変で、復帰が難しいという声も聞いております。

ですから、ここの中で書いたように、休日保育、入所待機児童が900名を超えている状態であれば、この辺についてはもう少ししっかりやってほしいと思います。ただ、今回、資料8で、5の基本方針のような形でやったらどうだろうかという説明が入っているものを拝見して気になったことがあります。2ページの⑤に書いてあるのですが、内容として、男性も女性も仕事で育児、介護の云々というところです。これは全くそのとおりだと思っているのですが、その上で保育や介護の

支援のためにファミリーサポートセンターや地域の子育て支援センターなどの設置を推進すると書いてあるのですが、センターを設置する事で、育児支援にどういう効果をもたらしているのか知りたいと思います。私自身はハコものではない様な気がします。これをやることによって支援体制が充実するかというと、そうではないような気がするのです。もっと直接的に、保育所を増やしてもらおうとか、援助保育、休日保育をすることを増やすという具体的な施策、真水に使ってもらった方がいいのではないかという気がしていたのです。具体的に、ファミリーサポートセンターや地域の子育て支援センターがどんな機能をしているのかわかりづらかったものですから、この内容だと私のイメージとは乖離している気がします。

○梶井会長 この重点事項として選んだ場合の内容の書きぶりは、これだけでは不十分だし、我々の重点目標としての方向性とずれている部分もあるというご指摘だったと思いますので、その点は重点事項を決めた後で詰めていきたいと思います。

ほかにご意見やご指摘はございますか。

○大野委員 今の副会長のお話とつながるのですが、育児に関する事です。

今、保育所では夜間保育などのいろいろな問題が出ていますが、母子家庭の人たちが働いている中で小さいお子さんを持っている場合は、病気は常に起きるわけです。そういう場合に、病気がある程度落ちついて、その後に預かってくれるところは全道的に各市町村に1カ所あるかないかという状況だと思うのです。また、そういうところに連れて行きたくても、市内に1カ所もないところもあるわけです。そのときに、母親として休まざるを得なくなるということで、保育所もそうですが、病後の子どもを預かってくれるところを増やせば女性の仕事が安定してできる環境になるのではないかと考えています。

○梶井会長 ありがとうございます。

今、2の(3)について皆さんからご意見をいただいております。

○須田委員 私もそこに丸をつけています。

本日の話の流れとして、重点項目を絞った方がいいという方向で進んでいると思うのですが、どうせ絞るなら、今年、必要なものという絞り方をした方がいいと思います。お話に出ていたデートDVがせっかく浸透し始めてきたので、学校での啓蒙を進めた方がいい、あるいは、この不況下で、子どもが病気でちょっと帰りますと言っただけで首を切られてしまうような状況だからこそ、育児、介護の支援を重点にした方がいいとか、時代に合わせたものということで、今年度はこれという進め方をした方がいいと思います。

そういう意味で、私は育児、介護の支援体制の充実というⅡの2の(3)と、Ⅱの3の(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保です。これは、育児休暇がとれるとか、育児中、介護中の女性が差別を受けずに勤められる社会の充実というところに重点を置きました。ですから、今年度はここに丸をつけておきたいと思います。

○梶井会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

皆様のご意見を選定理由の中に具体的に盛り込む形で書き込みたいと思っておりますので、そういう方向にしたいと思います。その意味でも、ほかにご意見がありましたらお願いします。

○村田委員 資料8の23年度の重点事項にかかわる意見案の中の選定理由で、先ほど提案させてもらいました基本方向3の施策方向2の女性への暴力等の根絶についての認識の浸透の選定理由の表現ですが、2行目に「家庭内での配偶者やパートナーからの暴力は子どもたちに深刻な影響を与えており」とありまして、これは間違いありません。ただ、「この影響を受けた世代において、今、DV・デートDVが起きている現状にあるため」という認識の押さえは違うのではないかと考えています。要するに、DVが起きている家庭の子どもたちというふうに読めるのです。DVもそうですが、デートDVも、今に始まったことではなく、これまでもずっとあった問題です。こういう言葉が定義化され顕在化してきて、実態が明らかになってきたということもありますので、この表現はもう少し書き替えていただけたらと思います。

○梶井会長 これは認識がずれている部分もあるかもしれません。

資料8につきましては、選定事項が決定した後に、文言などを議論させていただきたいと思えます。

それでは、今の段階で整理させていただきます。

まず、少し絞った方がということですが、二つ、三つに絞ることは難しいかと思えますし、その

必要もないと思いますので、どのぐらいになったかを確認しておきたいと思います。

まず、資料6の表を見ていただきたいと思います。

1の(1)に関しましては、まだまだ充実の余地があるし、もっと積極的な充実の仕方もあるということで残しておくことになっております。

2の(2)につきましては、村田委員、渡辺委員から、3の(2)ももとを正せば2の(2)に力を入れるということでもとめることができるというご意見もいただきましたので、2の(2)は残します。

それから、3の(1)です。今日は、清水委員がお休みでいらっしゃるのですが、いかがでしょうか。

○佐藤副会長 保留でいいのではないですか。

○梶井会長 わかりました。

3の(2)は2の(2)に統合させていただきます。

それから、目標Ⅱに行きまして、1の(2)の役職等への女性の登用の促進につきましては、本来であればここに丸をしたいが、百歩譲って(1)にまとめてもいいという植田委員のご意見がございました。

そして、2の(3)は、時代のニーズ、それから多くの委員が重要だということで、附帯意見もつけた上で具体的な方向性を示しながら施策として残したいということでございます。

さらに、3の(1)も、須田委員から時代性かんがみて是非ということでございます。

それから、4の(1)農林水産業・自営業における男女平等参画の促進ですが、北海道の基幹産業ということもありますし、植田委員からは、まだ不十分ということで、是非残していただきたいということでもあります。

それから、5については、地域分権という政治的な流れもありますし、時代的な流れとしても、(1)だけは残していただきたいところでもあります。そして、(2)は(1)に統合するというところであります。

それから、6は、取り立ててご意見がありませんでしたので、残すことになろうかと思えます。

目標Ⅲの2の(3)(4)につきましては、皆さんのご意見を承りたいと思えます。

それから、4につきましては、宇多委員から、(1)を(2)に統合して、支援機能の充実をさらに強化する形にするということだったと思えます。

今のところは、大体そういうところです。

大野委員が選ばれている2の(3)(4)はどうですか。

○大野委員 これは、この間、国会でもそういう質問が出ていたように思いましたので、是非と思っております。

○梶井会長 周産期医療や母子の問題は、出産も含めてありますので、残すことにいたします。

そうすると、12ぐらいですか。

○佐藤副会長 今日は、目標Ⅰの3の(1)性の尊重についての認識の浸透を提案されている清水委員が欠席されているので、これは皆様で意見交換ができていないと思えます。資料7の1ページ目の一番下です。

○梶井会長 清水委員は、学校の現場にいらっしゃるの、さまざまな現状認識がおありになってつけられたというふうに取り取れます。確かに北海道では、10代の中絶率は非常に高いですし、性病の罹患率も北海道は高いのです。そういう意味で、性の尊重についての認識の浸透というところかと思えます。

これはいかがでしょうか。

○須田委員 内容を拝見すると、つまり学校教育でやっていこうということなのかなと思われま。そうであれば、2の(2)と趣旨はそんなに遠くないと感じます。

○佐藤副会長 認識の浸透をどこで行うかということですね。それであれば、今、須田委員がおっしゃったように、教育の場というところが一番重要で、置きかえもできるでしょうから、そちらに統合するという考え方も一つかと思えます。

○梶井会長 ほかにいかがですか。

○川崎委員 学校では、性の教育は時間を設けてやっているのですが、やはり強調しないと、なくならないのです。周知徹底するということを考えて入れたのではないかと思えます。ですから、あまりに絞り過ぎても、結局、言葉が平準化されて重点ではなくなっていくようなおそれがありますの

で、そんなに絞らなくてもいいと思うのです。私も、その他で言いたいことがあります。

○梶井会長 わかりました。

いろいろご意見が出ましたが、もしかすると、男女平等教育の推進となると、人権的に対等な立場でおつき合いしましょうという相互理解にシフトする場合があります。性の尊重といった場合、性に焦点化しているの、それをあえて両方見せるか、もしくは統一するかというところ。統一して附帯意見に書くということもありますし、性というものを残すという両方の意見が出ておりますが、これは二つ残すということでしょうか。

○村田委員 このデートDVの予防啓発プログラムを実際に進めています佐賀県や熊本県などでは、性教育とデートDVの予防啓発を並行しながら含めてやっているという報告も聞いております。ですから、工夫のしどころと申しますか、先ほども言いましたように、つながっている押さえは一緒ですので、載せるのは構わないのですが、学校教育の場ではここに力を入れて、先ほども出ておりました張りをつけて、今年はここに力を入れてやってみるという工夫の中で取り上げてもらえればいいのではないかと思います。

○梶井会長 ほかにございますか。

今年はまとめてみてはという意見です。もちろん、具体的な方向性としては附帯意見に書かせていただき、清水委員の意見も具体的に出されていますので、選定理由の中に入れさせていただくということです。

それでは、学校教育の中で人権教育もしくは性の尊重も含めて少し力を入れていただきたいというふうに、力を込めて選定理由の中に載せる方向にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 かなり適切な形で、本審議会として力を入れるべき方向性を道民の皆様に見せる形での絞り込みは大体できたかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、平成23年度は、今の11項目に絞って、本審議会の方向性を道民にお示ししたいと思います。

それでは、資料8の選定理由と施策の内容についての方向づけが書かれてありますが、ご自分の選定したものに関して、この書きぶりでのいいかどうか、ここを足してもらいたいというご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。

今まで、名取委員、村田委員、川崎委員から言っていたいただいたご意見などは、テープに入っておりますので、それを起こして、附帯意見にきちんと盛り込みたいと思います。

それ以外のところで、つけ足しや、ここは違うということがございましたら、お出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局(松田くらし安全推進課主任) その前にもう一度確認させていただきます。

先ほど村田委員が資料8の1ページの③でおっしゃっていたことは、影響を受けた世代に関する部分については違うということでしょうか。

○村田委員 この表現でしたら、DV家庭の子どもたちの世代というふうに受け取れるのです。「この影響」というのは、どこを指すのかということです。前のつながりからすると、DVがあった家庭の子どもたちが影響を受けておりと、影響を受けた世代はどこまでの幅を指しているのかわかりませんが、デートDVというのは必ずしもDV家庭に育った子どもたちばかりではありませんので、誤解を招かないような表現にしてもらいたいと思います。

○梶井会長 あとはいかがでしょうか。皆様のご提案の中での内容、選定理由で、今まで出なかった部分があったら言っていただきたいと思います。

附帯意見などもかんがみて、最終的にでき上がったものは、皆さんにもう一度資料としてお送りして、確認をしていただくことになろうかと思います。

もしご意見がなければ、このまま事務局と私と佐藤副会長の間で、皆様のご意見を取りまとめた選定理由と内容にさせていただいて、必要なところに附帯意見もつけさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 取りまとめて、もう一回、皆様にご確認していただく方向にしたいと思います。

それでは、この11項目を平成23年度の重点事項ということで決定させていただきます。ありがとうございました。

○佐藤副会長 先ほど、川崎委員から、その他で発言したいと要望がありましたね。

○梶井会長 それでは、川崎委員からお願いします。

○川崎委員 資料7の6ページに私が書いた意見があります。

政府の考え方が第1次から10年を経過しているが、実効性が余りないということで、非常に変な言い方もしれないですね。審議会は一生懸命やったかもしれませんが、それ以上に実効性のある計画を立てたいということで、計画案をつくったように言われているのですが、あるか、なしかというところを教えてください。

○事務局（松田くらし安全推進課主任） 川崎委員がおっしゃられているのは、内閣府で作成されている第3次計画のお話ですか。

○川崎委員 第3次というよりも、今までの第1次から10年間やったのは、実効性がないから別につくりますという意味だと思うのです。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） 第3次の計画ということになります。計画案が出ていればお渡しできるのですが、国の検討が当初示されたスケジュールから大幅に遅れております。確かに、答申の中でも、男女共同参画がなかなか進んでいないということが書かれていました。第3次の計画案は残念ながらまだ出ておりません。

○梶井会長 これは、第3次の内閣府の計画ですか。

○事務局（長谷川男女平等参画担当課長） 国が、男女共同参画会議に諮問いたしまして、答申が出ております。

○事務局（松田くらし安全推進課主任） 考え方の答申までは出ておまして、その後は、計画案を作成して、さらにパブリックコメントにかけます。一応、年内中に出るという話ですが、遅れているようです。

○梶井会長 ありがとうございます。

政権交代もあつてのことかもしれませんね。私どもの方は粛々と進めていきたいと思えます。

それでは、次の議題に入っていきたいと思えます。

北海道男女平等参画チャレンジ賞の選考会を専門部会として昨年同様に設置したいと思えますが、そのことについて事務局からご説明をお願いします。

○事務局（鈴木くらし安全推進課主査） 審議事項の二つ目でございます北海道男女平等参画チャレンジ賞選考に係る専門部会の設置についてでございます。

2枚物の資料9をもとにご説明いたします。

まず、1の設置の根拠でございます。これは2枚目についておりますが、北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱がございまして、その第5条第1項と本審議会の推進条例第30条の規定によりまして、本審議会に専門部会を設置するものでございます。

次に、2の専門部会設置の理由でございます。道では、北海道男女平等参画チャレンジ賞を設けておまして、この賞は、社会のあらゆる分野で個性と能力を生かしてチャレンジしている個人や団体、または支援団体・グループを顕彰しまして、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルとして男女平等参画社会実現への機運を高めることを目的として、平成16年度から創設したものでございます。

受賞の候補者の選考に当たりまして、男女平等参画の各分野の専門的な視点から審議を行うことが必要であるということでございますので、専門部会を設置することとしております。

次に、3の専門部会の構成でございます。社会のあらゆる分野で活躍している個人・団体等を顕彰するものでございますので、各分野からバランスよく構成していただきたいと考えております。

次に、4の専門部会の開催スケジュールでございます。11月中旬に専門部会を開催いたしまして、候補者の選考をしていただきまして、知事への報告をさせていただきたいと思えます。そして、12月上旬を目途に受賞者を決定しまして、2月上旬に贈呈式を行いたいと考えております。

最後に、専門部会の公開についてでございます。受賞候補者のプライバシーを考慮いたしまして、非公開とさせていただきたいと思えます。

以上、資料9について説明させていただきました。

○梶井会長 ありがとうございます。

昨年と同じですので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○梶井会長 それでは、このまま構成委員の選任についてお諮りしたいと思います。

私の指名とはなっておりますが、先ほど中西局長からもご説明がありましたように、6年間も北海道の受賞者がそのまま全国レベルの表彰を受けているということで、北海道の女性は非常に評価が高いとうれしく思っております。それを選ぶ会議ですので、半分楽しみなところもありますが、選考委員を務めていただける方がいらっしゃいましたら、お名乗りを上げていただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、昨年同様、私からお願いしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 昨年、専門部会の部会長を務めていただきました本審議会の佐藤副会長に、引き続きお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

そして、もう一人男性がいた方がいいということで、名取委員にお願いいたします。

それから、地方の女性団体から宇多委員にお願いいたします。

また、昨年は教育現場に詳しいということで松田委員にも入っていただきました。今日はご欠席ですが、松田委員にお願いいたします。

そして、私も入らせていただきまして、5人で編成させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ありがとうございます。

専門部会の決定は、そのまま本審議会の決定ということでご報告させていただきたいと思いますので、その旨、ご了解いただければと思います。

(「異議なし」と発言する者あり)

○梶井会長 それでは、今日の報告事項及び審議事項については終了いたしました。

ほかに、その他ということで皆様からご意見があれば、ご遠慮なくお出しいただきたいと思えます。何かありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○梶井会長 ありがとうございます。

おかげさまで、2時間で終わりました。かなり盛りだくさんでございましたが、皆様のご協力をいただきまして、何とか無事に来年度の重点項目も決めさせていただきました。本当にご協力をありがとうございました。

事務局から何かございますか。

○事務局(松田くらし安全推進課主任) 次回の審議会の日程ですが、2月を予定しております。今のところ、チャレンジ賞の報告をさせていただく状況になっております。もう一つは、専門部会の話ですが、後日、日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○梶井会長 ありがとうございます。

次は2月ということで、大変寒い時期に皆様とお会いすることになるかと思いますが、どうぞお元気で年を越されまして、また2月に皆さんとお会いするのを楽しみにしております。

本日は、本当にご協力いただきまして、ありがとうございました。

3. 閉 会

○事務局(長谷川男女平等参画担当課長) 最後に、事務局から一言申し上げます。

本日は、梶井会長、佐藤副会長、委員の皆様、長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございます。

また、来月、専門部会にご出席いただく皆様には、年内にもう一度お力添えを願いたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成22年度第1回北海道男女平等参画審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上